

令和6年度第1回江別市青少年健全育成協議会会議録（要点筆記）（案）

日 時：令和7年1月23日(木)午後1時28分～午後3時30分

場 所：江別市教育庁舎大会議室

出席者：11名

三浦公裕会長、米内山陽子副会長、河村純子委員、高川一伸委員、高橋俊文委員、洞野博文委員、岡田一之委員、中畑佐和子委員、加納みどり委員、武田克伸委員、鈴木笑子委員

欠席者：3名

記田英明委員、郷和樹委員、深見豪委員

傍聴者：なし

事務局：6名

黒川教育長、新山教育部次長、堂前学校教育支援室長、水口教育支援課長、田中教育支援課主査、鈴木教育支援課主任

次 第：1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長挨拶

4 委員紹介

5 会長及び副会長の選出

6 議題

(1) 令和5年度少年健全育成活動報告書について

(2) 令和6年度江別市における青少年健全育成関連施策について

(3) インターネット・SNS使用に関する意見交換会について

(4) 情報交換

・各団体の青少年健全育成に関する取組について

・小中学生のネットトラブルについて

7 その他

8 閉会

水口課長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
江別市教育委員会学校教育支援室教育支援課長の水口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
皆様におかれましては、当協議会委員の委嘱について、ご承諾いただき誠にありがとうございます。
本日は、次第に沿って進めてまいりたいと存じますが、5の「会長及び副会長の選出」の議題が終わるまで、私が進行を務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
次に、本日の配付資料を確認いたします。事前に次第、資料1「令和5年度少年健全育成活動報告書」、資料2「令和6年度江別市における青少年健全育成関連施策」、資料3「インターネット・SNS使用に関する意見交換会の概要」を送付しており、本日、委員名簿、座席表、江別市青少年健全育成協議会条例、情報交換シートを机上配付しております。資料の不足等はございませんでしょうか。
それでは、ただいまから令和6年度第1回江別市青少年健全育成協議会を開会いたします。
はじめに、欠席のご報告を申し上げます。江別市スポーツ協会の記田英明様、江別市PTA連合会の郷和樹様、江別市子ども家庭部の深見豪様は、本日、ご都合により欠席されるとのご連絡をいただいております。
次に、委員の皆様への委嘱状の交付を行います。黒川教育長が皆様の席にお伺いして交付いたしますので、お名前を呼ばれましたら、その場にご起立願います。

<委嘱状交付>

水口課長

次に、開会にあたり、江別市教育委員会 黒川淳司教育長から挨拶を申し上げます。

黒川教育長

皆様こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。そして、昨年度に引き続き、この委員をお引き受けくださいました方、そして今回から新たに委員をお引き受けくださいました方、どうぞよろしくお願い申し上げます。
初めに、昨年11月に江別市は、子どもが主役のまち宣言を発表いたしました。これは令和5年の4月に国で制定された、こども基本法に基づくものでございます。
この「子ども」という概念ですが、一般的にこどもと聞くと、幼児や小中学生をイメージされると思いますが、この国のこども基本法でのこどもというのは、18歳でも、20歳でも、心身の発達の過程にあるものはすべて「こども」と定義されているもので、江別市の「子どもが主役のまち」の「子ども」と考え方がほぼ一致するものでございます。
先日、1月12日に、「江別市はたちのつどい」がございました。約800人の新成人が、江別市民会館に集まりましたが、その様子を拝見しても、江別の成人は大変立派です。他のまちも見たことがあるのですが、江別は本当に健全に成長しているということをうれしく思ったところでございます。
さらに、夏から秋にかけて、市内いくつかの場所で、お祭りが行われますが、この祭りでの、青少年の様子についても、近隣の市町村と比較すると、江別の子どもたちは非常に落ち着いており、ゼロではないかもしれませんが、非常に健全に育っていると感じるところです。
さらに、先日の中学生サミット&いじめ根絶子ども会議では、市内の8つの中学校と、立命館慶祥中を含め9つの中学校の生徒が集まり、どうしたら

いじめを根絶できるか、混合グループで意見交換をし、それについてどう思うか発表を行いました。本当に一人一人が真剣に考えている様子が見られ、うれしい気持ちになりました。

ただ、全体で言うと、「どんなに理由があってもいじめは絶対駄目」と答えている中学生は、まだ9割ぐらいで、残りの約10%は、どうしても理由がある場合は仕方ないという気持ちを持っているということも、その場で話題となっていたところでございます。

このように江別の子どもたちが、大変立派に成長してくれているということにつきまして、ひとえに、今日ご参会の皆様お一人お一人の努力と、皆様がご参加されている団体等での、地道で継続した取り組みの成果があらわれているものと感じているところでございます。

平成、昭和のころには、江別市でも問題行動が大変多く、保護者も困っており、この協議会が、1年に10回以上開催されていたと聞いております。その頃を思うと、皆様方の地道な取り組みが、このように、子どもたちが健全に育ってきていることに繋がっていることを、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日の会議では、忌憚のないご意見をいただくとともに、先ほど申し上げました、いじめサミット、各団体で実施されている健全育成のための行事に顔を出していただき、子どもたちの様子を見ていただければ幸いです。

もう1つは、先ほど子どもたちは健全に育成されているというお話をさせていただきましたが、決して問題がゼロではございません。全国的にいじめが増加しているということは皆様もご存じのことと思いますが、この数は、江別市内でも増加の傾向にございます。これは、内容に関わらず、その子が傷ついている場合は、積極的にいじめとしてカウントしていることも影響している部分もございます。

しかし、昨年10月に、令和5年度のいじめの重大事態が全国で1,306件と報道されております。実は、江別市内のいじめの問題につきましても、先ほど申し上げた、すぐに仲直りできるような件から、重大な案件も起きております。

昨年7月には江別市で始まって以来のいじめの重大事態を認定し、その調査報告をホームページに掲載したところでございます。

さらに、現在において、SNS、インターネットなどの問題は、見過ごすことのできない問題でございます。この危険性については、保護者も子どもも何度も耳にしており、わかっているつもりだと思われませんが、この問題は、江別市内においても起きております。子どもたちを被害者にも加害者にもしないためにはどうすればいいのか、学校の先生方をはじめ、保護者がこの問題についてどう取り組んでいくべきか、意見交換会を実施しているところでございます。

これは、他の審議会と同様にホームページで公開しているものではありませんが、このSNSに関する意見交換会でどんな話がなされているのか、ご都合がつけば、ぜひ足を運んでいただき、それぞれの団体がどのようにこの問題について取り組んでいくのか、お考えを深めて、次の行動に役立てていただければ幸いです。

お願いばかり申し上げましたが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日ご出席いただいている委員の自己紹介を、三浦委員から反時計回りの順にお願いいたします。

水口課長

<委員紹介>

水口課長

続きまして、この場をお借りして、教育委員会の出席者及び事務局職員を紹介いたします。

<事務局紹介>

水口課長

次に、次第5の会長及び副会長の選出でございますが、江別市青少年健全育成協議会条例第5条第2項の規定において、会長及び副会長の選出は委員の皆様による互選となっております。選出に関して、委員の皆様からご意見等はございますか。

高川委員

事務局に何か案があれば提案してください。

水口課長

ただいま高川委員から、事務局案があればとのご発言をいただきましたので、事務局案を申し上げます。

会長は、学校教育等に関する知識、見識をお持ちである北翔大学の三浦公裕委員、副会長は、当市で長きにわたり青少年に関する活動を行っている、江別市青少年のための市民会議の米内山陽子委員にお願いしてはいかがかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

水口課長

それでは、会長には三浦委員、副会長には米内山委員にお願いしたいと思います。三浦委員、米山委員、いかがでしょうか。

三浦委員

お引き受けいたします。

米内山委員

お引き受けいたします。

水口課長

ありがとうございます。それでは、三浦委員に会長、米山委員に副会長をお願いすることに決定いたします。それでは、お二方におかれましては、前の席に移動をお願いいたします。

それでは、三浦会長と米内山副会長から一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。

三浦会長

先ほどもご紹介いただきましたが、北翔大学の三浦でございます。本日はよろしくお願いいたします。昨年に引き続き、2年目になります。昨年は状況がわからないまま、あっという間に時間が過ぎてしまいました。皆様の貴重なご意見をうかがい、大変勉強になりました。今日も、皆様のご意見や情報から、地域の様子を学びたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

米内山副会長

副会長を仰せつかった米内山です。あまりうまくはできないかもしれませんが、皆さんのお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

水口課長

ありがとうございました。

それでは、ここで皆様にご報告を申し上げます。恐れ入りますが、黒川教育長は、他の公務がございますため、ここで退席させていただきます。

<教育長退席>

水口課長

それでは、ここからの進行につきましては、三浦会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

三浦会長

次第に沿いながら進めてまいりますので、皆様方のお力を借りながら、円滑に進めてまいりたいと思います。

それでは(1)、令和5年度、少年健全育成活動報告会報告書につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

田中主査

それでは、(1)「令和5年度少年健全育成活動報告書について」説明いたします。お手元の「資料1 少年健全育成活動報告書」をご覧ください。

まず、資料の構成であります。1ページから11ページまでは「少年健全育成活動の取組」、12ページから14ページまでは「いじめ防止対策の取組」、15ページ以降は参考資料となっております。

それでは、3ページをお開きください。江別市少年指導センターの概要を記載しております。沿革の上から2段目、昭和42年10月、市長部局の青少年対策室専任補導係に青少年センターを設置、同センターに少年補導員を設置し、その後、現在に至るまでの、組織の変遷等を記載しておりますので後ほどご確認ください。

続いて4ページ、(2)のア 設置目的は、「青少年の健全な育成とその福祉を阻害する恐れのある行為の未然防止及び有効適切な指導並びに指導活動を行うこと」としております。

同じページの下段には、組織機構図を掲載しております。

まず、江別市教育委員会の附属機関として、この江別市青少年健全育成協議会と江別市いじめ防止対策審議会が設置されております。

次に教育支援課の下、江別市少年指導センターは、学校や関係機関等との連絡調整を密にするため、市内の全小・中・高校や江別警察署、江別市健康福祉部（令和6年度からは子ども家庭部）等が参加する「指導連絡会」、市内の公立中学校と江別警察署が参加する「生徒指導担当教員連絡会」という二つの会議を定期的開催しております。指導連絡会では、児童生徒の問題行動に関する情報交換のほか、神社祭典における各校の教員やPTAによる特別巡回指導計画の作成などを行っております。そして、生徒指導担当教員連絡会では、主に、市内の中学校で発生した生徒指導に関わる事案などに関する情報や意見の交換を行っております。右側の、「少年育成委員」については、令和5年度の活動報告ということで掲載しておりますが、社会情勢や児童生徒の行動の変化や、警察による類似活動があること等の理由を踏まえ、令和6年3月に解散しております。

続いて、5ページの江別市少年指導センター巡回指導をご覧ください。

(1)巡回指導としまして、専任指導員や少年育成委員による、ア 一般巡回指導、イ 特別巡回指導、ウ 有害環境浄化活動を行っており、巡回指導の回数や主な巡回場所については、6ページ、巡回指導で確認された児童生徒の状況等については7ページに記載のとおりとなっております。

続いて8ページには、江別市少年育成委員に関して記載しております。

続いて9ページは、不審者等の出没や被害の発生状況となっております。これらの情報は、児童生徒や保護者などから、学校や警察等に通報があった場合、市教委に連絡をいただき、市教委から小学校、中学校及び高校のほか、幼稚園・保育園等を所管する市健康福祉部に対して情報提供と注意喚起を行っております。令和5年度は、全体で20件となっており、令和4年度の半数となっております。(2)には、主な内容を記載しております。

続いて 10 ページには、子ども 110 番の家の指定状況に関して記載しております。(1)子ども 110 番の家の目的は、児童生徒が登下校時や公園・広場などで不審者に遭遇したときなどに安心して駆け込める避難場所で、避難してきた児童生徒を保護し、警察への通報と身の安全を確保することを目的にしています。指定を受けることができるのは、この事業に賛同いただいた一般家庭及び事業所となっており、指定の希望は随時受け付けています。

(2)子ども 110 番の家の表示ですが、指定を受けた方へ表示プレートを送付し、掲示をお願いしています。登録者が減少傾向にあったことから、昨年 4 月、認知度向上のために掲示プレートのデザインを一新しました。(3)には救助を求められた場合の措置を、(4)には指定状況を記載しています。

続いて 11 ページは、江別市指導連絡会及び江別市生徒指導担当教員連絡会についての記載となっております。(1)の構成員、(2)の会議内容については、4 ページの組織機構図でご説明したとおりです。(3)では会議の開催状況を記載しており、「指導連絡会」は年 5 回、「生徒指導担当教員連絡会」は年 9 回開催しています。

続きまして、12 ページのいじめの実態と対応について報告いたします。まず、いじめの定義ですが、いじめ防止対策推進法において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

12 ページ(3)のアには「いじめの認知学校数及び認知件数」の表を示していますが、市内における令和 5 年度のいじめ認知件数は、小中学校合わせて 1,907 件となっています。令和 3 年度から 4 年度にかけて大きく増加しておりますが、これは、それまで 6 月と 10 月の年 2 回調査を行っていましたが、10 月から 3 月までが調査の空白期間となっていたことから、この期間に発生するいじめを丁寧に拾い上げ、解消に向けた取組を行っていくため、令和 5 年 1 月から 2 月にかけて 3 回目を行った結果、認知件数が増加したものです。その後も、継続して年に 3 回の調査を実施しております。

続いて 13 ページのウ「いじめの態様」では、「悪口、脅し、冷やかし」が 1,083 件と最も多くなっており、「軽くぶつかる、叩く」が 436 件、「仲間外し・無視」が 283 件と続いております。エ「いじめの解消状況」では、令和 5 年度に認知されたいじめ 1,907 件に対し、解消している件数は 1,518 件となっております。この件数は年度末時点のものです。いじめ解消の判断には、いじめの行為が止んでいる状態が 3 か月以上続いていることを確認する必要がありますことから、2 月に 3 回目の調査を行い、年度末の時点で 3 か月を経過していないため「解消に向けて取り組み中」としているものが 389 件となっております。オ「いじめ発見のきっかけ」ですが、「アンケートで発見」が 1,794 件と最も多いことから、アンケートは有効な手段だと考えております。次に、いじめられた児童生徒からの訴え、担任教師が発見と続きます。

14 ページでは、カ「学校のいじめ問題に対する日常の取組」で取組内容と取り組んでいる校数を記載しています。その下のキでは、「教育相談・来庁相談・電話相談の件数」を記載しています。不登校についての相談は来庁が、いじめの相談については心のダイレクトメールが多くなっています。

続いて 15 ページ以降ですが、不登校児童生徒支援について記載しております。こちらは、令和 4 年度まで、いじめと不登校対策が一つの事業であり、これまで本協議会においては、いじめと併せて不登校支援についても報告しておりましたが、令和 5 年度からそれぞれ個別の事業として切り分けたことに伴い、問題行動に該当しない不登校支援については、本協議会の所掌事務から外れることとなりますので、本編ではなく参考資料という形で掲載して

おります。

説明は以上でございます。

三浦会長

ただいまの説明に対し、質疑等はございませんか。

<なし>

三浦会長

次に、議題（２）の、令和６年度江別市における青少年健全育成関連施策について、事務局から説明をお願いいたします。

田中主査

それでは、議題（２）「令和６年度江別市における青少年健全育成関連施策について」説明いたします。

こちらの資料は、主に江別市の事務事業評価表を用いて編成しております。表紙をめくっていただき、１ページをご覧ください。この表の構成としましては、最上部に事業名、以下、事業の「対象」誰、何に対して事業を行うのか、その下が「手段」事業の内容、やり方、その下が「意図」この事業によって対象をどのような状態にしたいのかについて記載しております。

また、それぞれに設けている指標や事業費について年度ごとに記載しており、一番下には、今年度の主な「事業内容」や「費用内訳」などを記載しております。

まずは、「児童生徒健全育成事業」です。「主な事業内容」は、「巡回街頭指導の実施」、「青少年健全育成協議会の開催」、「江別市指導連絡会等の開催」となっており、これらは先ほど資料１「少年健全育成活動報告書」で説明したとおりです。

次の２ページ目には、参考資料として、江別市指導連絡会で協議して作成し、市内小中学校で配布している「江別市内小・中学生の令和５年度校外生活のきまり」を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、３ページ目は「いじめ防止対策事業」です。主な事業内容としては、「相談窓口の設置」、「いじめアンケートの実施」、児童生徒や保護者が書面や電子メールで直接教育委員会に困りごと等を相談できる「心のダイレクトメールの実施」、また、市内全中学校の生徒会役員が集まり、いじめ問題などをテーマとして意見交換を行う「中学生サミット」を開催しています。また、「情報モラル普及啓発」では、ネット依存による生活習慣の乱れや健康被害等に関する注意喚起のほか、インターネット等の正しい使い方などを知ってもらうために、小中学生と保護者に対しパンフレットの配布や情報モラル講演会を行っています。その下「Web-QUの実施」ですが、これは教員が児童生徒の状態を多角的に把握できるアンケートツールで、いじめ、不登校、やる気、ソーシャルスキル、学習意欲などの項目について、個人とクラスの状態を可視化して表示し、いじめの早期発見や学級経営に活用するというものです。これまで中学一年生のみを対象にしていたですが、令和６年度から小学６年生も対象としています。

続いて４ページ目は「心の教室相談事業」です。市内の小学校１７校に相談員を配置し、児童・保護者の悩みや相談に対応しています。

続いて５ページ目は「スクールカウンセラー事業」です。こちらは昨年度まで、全額を北海道の予算で実施していましたが、小学校への派遣時間が十分ではなかったことから、今年度から市独自の予算を上乗せし、昨年度は１校当たり年間４時間であったところ、今年度は年間４０時間を確保しました。なお、中学校分については、これまでどおり北海道の予算で実施しています。

続いて６ページ目は「スクールソーシャルワーカー事業」です。今年度は１名増員して４名のスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉の視点から、

課題を抱える児童生徒や保護者に対する支援を行っています。

7 ページ、8 ページには、スクールソーシャルワーカーに関する学校向けのパンフレットを掲載していますので、参考としていただければと思います。

9 ページ、10 ページは、不登校児童生徒支援事業について、資料 1 と同様、こちらも参考資料として掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

議題(2)につきましては、以上でございます。

三浦会長

ただいま説明いただいた施策について、質問、意見などございますか。

高川委員

資料で示されている江別市青少年健全育成協議会条例の附則にあるように、この協議会は、江別市青少年問題協議会としてスタートし、平成 26 年に現在の江別市青少年健全育成協議会に変わっています。この協議会において議論をすべき範囲というのは、もう少し広がっているのではないかと思います。

提出されている資料は、学校教育関係だけですが、昨年度は、例えば青少年キャンプ村事業ですとか、子ども会育成事業ですとか、市教育委員会も一般的な健全育成に向けての事業を行っているので、そうした関係のものも資料に付け加えてほしいと思います。

田中主査

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、昨年までは教育委員会の生涯学習課が担当している、キャンプなどのイベント事業についてもお紹介しておりましたが、今後は昨年度と同内容のものを追加資料として、ご提示したいと思いますがよろしいでしょうか。

高川委員

本協議会の趣旨や役割などから考えて、必要だと思いますので、今回はよろしいですが、考え直していただければと思います。

田中主査

そちらにつきましては、次回以降検討していきたいと思います。

三浦会長

来年度以降は、またその資料をつけていくということでよろしいですか。

田中主査

はい。

三浦会長

その他、いかがでしょうか。

鈴木委員

資料の 4 ページ、5 ページと、すぽっとケア、ねくすとのことに関して伺いたいのですが、心の教室相談員やスクールカウンセラーの予算を取り、各小中学校に配置していただけたのは劇的な変化でありがたいと思っている次第です。一部の小中学校のことですが、例えば、心の教室相談員や、スクールカウンセラーが何をしてくれる人なのか、どのように活用できるのか、子どもたちのことでどう連携できるのかについて、現場の先生に知っていたりするような機会があると良いと思っています。また、スクールカウンセラーの相談時間が、小学校は午前 9 時から 12 時までとかなり短時間で、何とか学校に来ることができる子でも、スクールカウンセラーとの面談が必要だというときには、授業をわざわざ抜けなければいけない状況があります。可能であれば、放課後の午後 2 時から 6 時ぐらいまでの間に、子どもがスクールカウンセラーと交流を図る機会があり、そこに保護者も参加できるような状況が今後の事業展開の中に含まれていくとありがたいと思いました。

それと、すぽっとケアがねくすに変わったのも本当にすごいことだと思

いました。以前は、週に3回だったすぽっとケアが、今は毎日開設しているので、中学生のお子さんをお持ちの方は特に、出席日数が内申書に関わるので、本当に画期的なことだと思います。教育委員会の方々に感謝です。

あともう1つ必要だと思っているのは、ねくすとのことを、困っている親御さんたちに周知が行き届いているかということです。例えば、広報えべつに毎月、ねくすについて連載するといった形で、啓発活動を続けていただけると、学校はまだ壁が高いけれども、ここなら安心して行けるかもしれないと思ってもらえるようになり、子どもたちが前に進むきっかけをつくり出せるのではないかと期待しているので、今後の事業の中に、もし可能であれば入れていただければと思いました。以上です。

三浦会長

スクールカウンセラーに関して2つありましたので、まずその2つについて事務局お願いします。

田中主査

まず、心の教室相談員の役割について、先生にあまり知られていないのではないかということについてお答えします。教育委員会から学校に対して通知をしています。他の市町村から転任して来たばかり先生などには、確かに伝えきれていない部分があると思いますので、時間をかけて十分に周知していきたいと考えております。

2つ目の、スクールカウンセラーの時間に関してですが、何時から何時までといった制限はしておりません。ですが、スクールカウンセラーの先生は他にお仕事をお持ちでしたり、他の市町村にも勤務しながら業務を行っている方が多いので、スケジュール調整の関係で時間が限られてしまい、いつでも相談できるという体制にはないという状況です。また、人材が豊富ではないこともあり、時間の調整がなかなかできませんが、今後の課題として検討したいと考えております。

三浦会長

質問について回答いただきました。よろしいですか。

鈴木委員

はい。

三浦会長

小学校において、1校あたり年間40時間を確保したことはすごいことだと思います。私もスクールカウンセラーとして勤務していますが、年に1度の訪問で終わる小学校もあります。それを先取りして江別市が、独自に時間を確保していることはとても素晴らしいことです。今後も期待していきたいと思います。

続いて、ご質問者からねくすの件に関しては感謝していると同時に、もう少し宣伝したほうが良いのではという意見がありましたが、事務局はいかがでしょうか。

田中主査

本音はもっと宣伝したいところで、当然ホームページには載せていますが、広報えべつとなりますと、ページ数が限られており、連載というのはなかなか難しいというのが現実で、昨年4月の開設の時は、特集ということでページを割いて紹介しております。

また、保護者への周知ですが、こちらも基本的にお子さんが教室に入れなくなったり、学校に足を運ばなくなった場合に、学校と保護者との面談において、ねくすについて伝えるようお願いしております。ねくすに通級すると学校の授業に出席した扱いになるので、学校を通しての通級の申し込みが必要になります。このことから、保護者には学校から直接伝えていきますので、必要な方には周知は行き渡っていると考えています。

今後さらに、不登校ではないお子さんの保護者にも知っていただけるような周知の仕方を考えていきたいと思います。

三浦会長

それでは、次第の(3)にまいります。インターネット・SNS使用に関する意見交換会について、事務局お願いいたします。

田中主査

それでは、議題(3)「インターネット・SNS使用に関する意見交換会について」説明いたします。お手元の「資料3-1 インターネット・SNS使用に関する意見交換会の概要」をご覧ください。

1 実施の目的ですが、インターネットやSNSの普及に伴い、スマホやゲームへの依存による健康問題や、個人情報の流出などのトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が増えており、大きな社会問題になっています。

これらを防止するため、インターネット・SNSに関する実態の把握と、危険性の認識などに基づき、必要な対策や取組について議論することを目的としています。

次に、2 構成員ですが、教育長をはじめとして、学校管理職、担当教職員、保護者、教育委員会職員による合計 18 名で構成しています。

次に、3 実施状況ですが、昨年 8 月 6 日に第 1 回目の意見交換会を開催し、児童生徒向けに実施しているアンケート調査の結果や、インターネット・SNS に関するトラブル事例、また、国や市の啓発の取り組みについての情報共有と、保護者向けのアンケート調査の実施に向けた意見交換を行いました。

その後、9 月 19 日から 10 月 10 日までの期間で、小学 1 年生から中学 3 年生までの保護者を対象とした、スマホ等の使用に関するアンケート調査を実施し、2,129 人の方から回答をいただきました。

その後、11 月 19 日に第 2 回意見交換会を開催し、アンケート調査の結果について情報共有しております。

それでは、ここでアンケート調査の結果について、簡単にご説明いたします。資料 3-2 の 1 ページをご覧ください。

1 調査目的から 4 調査方法までは記載のとおりで、5 回答数は 2,129 件となっており、学年別回答者数はグラフのとおりです。

2 ページをご覧ください。7 のインターネットにつながるスマホやゲーム機等の保有状況では、棒グラフのとおり、学年が上がるにつれて保有率は高まり、中学生は全学年で 8 割を超える結果となったほか、下の円グラフにある専用機器を持たせた時期では、約 3 割が小学 2 年生までに保有していることがわかります。

3 ページをご覧ください。8 のよく使用する SNS は、児童生徒、保護者ともに YouTube、次に LINE と続きますが、SNS 等のアプリに年齢制限や推奨年齢があることを知っているかについては、右側に SNS の年齢制限を示しておりますが、約 3 割の方が、これらの内容を知らないと答えています。

次に、4 ページから 7 ページの 9 利用時間についてご説明いたします。えべつスマート 4 RULES の 1 つである 2 時間の利用に着目し、平日と休日別に確認したところ、平日・休日問わず 2 時間以上利用している割合が高く、休日には平日に比べて大幅に増加する結果となりました。

8 ページをご覧ください。10 ルールについてです。えべつスマート 4 RULES の認知度では、保護者と児童生徒の認知度はほぼ同じでしたが、知らないと答えた割合が約 4 割で、認知度はそれほど高くないことがわかりました。また、約 2 割の家庭ではルールを決めていないほか、約 3 割が保護者だけでルールを決めており、子どもがルールの必要性や大切さを十分に理解していない可能性があることがわかりました。

9 ページをご覧ください。11 ルールの内容・遵守状況についてです。8 割以上の家庭で「使用時間・時間帯の制限」と「課金の禁止」をルールとして設定しており、決められたルールは小中学生ともに約 9 割が守っているという結果でした。

10 ページをご覧ください。12 の使用制限では、スマホ等の使用制限を行っていない家庭は各学年 2 割～4 割であり、対策が十分ではない家庭が一定数存在することがわかります。次に、13 困っていることは、グラフで示したとおりですが、特に困ったことはないとの回答が約 3 割である一方、少数ですが、ネット上で誹謗中傷する書き込みを行ったり、ネット上で知り合った人と実際に会ったり、裸の写真を要求されたりするなどのトラブルが、この江別市内で実際に起こっていることがわかりました。

11 ページをご覧ください。14 保護者のスマホ等との付き合い方では、約 7 割が、子どもの前でもスマホを自由に使用していると答えており、親のスマホとの付き合い方が子どもに影響することへの意識が低いことがわかります。下段 15 子どものスマホ等の保有・使用に関して、心配・不安に思うことでは、依存や健康被害、犯罪などに巻き込まれることを心配する様子が見られます。

12 ページをご覧ください。16 保護者自身の使用に関する考え方では、約 7 割が「保護者と子どもでしっかりとルールを決めて使用させるべき」と考えていることがわかりました。17 の誰が主体となって対策を行うべきかと思うかの設問では、家庭・保護者が 95.2%と圧倒的に高い結果となり、まずは家庭におけるルールづくりや管理の必要性を認識していることがわかりました。

以上が、保護者向けアンケート調査結果の概要となりますが、昨年 11 月の第 2 回意見交換会では、この調査結果について意見を交わしたほか、江別市内の小中学校で実際に発生したトラブル事例を詳しく説明するなど、実態把握や危機意識を共有し、今後、具体的な対策を講ずる必要があるとの意見が多く出されました。なお、今後の予定につきましては、2 月に第 3 回、また、令和 7 年度も引き続き開催し、令和 8 年度の具体的な取組の実施に向けた協議を進めていく予定です。この後の情報交換の中で、委員の皆様からいただいたご意見や、各団体の取り組み事例につきまして、今後、意見交換会を進めていく上で活用させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

三浦会長

ただいまの説明に対して、質問、ご意見などございますか。

<なし>

三浦会長

続いて、議題の(4)情報交換です。各委員が所属する団体での青少年健全育成に関する取り組みについて、また、各団体でのネットトラブルに関する対策や取り組みについて、公募の委員の方々にもご記入いただいたので、それらについて交流していきます。なお、議題 3 の事務局からの説明の中で、この情報共有の場に出された意見や取り組み事例などは、今後の意見交換会を進めていく上で活用したいとの意見がありましたので、ご承知おください。また今回、協議内容等について、ご意見の欄については、本日の議題とはせずに、会長副会長、事務局の間で確認し、次回以降の議題を検討する際の参考とさせていただきますので、ご了承くださいと思います。

それでは、お手元の資料 4 を参考に、情報交換シートに沿って、各委員から発表していただきたいと思います。なお、情報交換シートを提出していない方は口頭で発表していただければと思いますので、お願いいたします。ま

ずは2番目に書かれているところをご発言いただきたいと思います。

それでは河村委員から順番に、各団体における青少年健全育成に関する取り組みについて、令和5年度の実績、令和6年度の取り組みをお願いいたします。

河村委員

口頭で発表いたします。

江別市女性団体協議会としては、春のこいのぼりフェスティバル、また、土曜日に社協でやっております、おもちゃ図書館の夏のお楽しみ会、地域食堂、またクリスマスも地域食堂と一緒に活動しておりました。これから行う角山パークでのスノーフェスティバルが1月25日、26日に行われます。それと、冬の親子餅つき大会などに参加させていただきます。

高川委員

江別市自治会連絡協議会です。先ほども話しましたが、青少年の健全育成に向け、より健全に育つようにというポジティブな効果をもたらすような事業を主に行っています。また、健全育成にとって負にならないような、より悪くならないようなことも行っています。

まず、健全育成を進めるための行事です。ラジオ体操、夏祭り、七夕、子供盆踊り、子供みこしなど行っています。行事ごとに前年度の実施自治体の数値も入れています。新型コロナの影響で、以前はなかなかできなかったのですが、令和4年度には少しできるようになってきて、令和5年度にはさらにできるようになりました。実施回数は回復してきていると思います。

また、子どもたちの安全確保については、登下校時の見守り活動、防犯パトロールなどを行っています。その他として、学校だよりを自治会内で回覧、作文の募集・発表会を開催などしています。そして、地区育成協議会との連携では、育成協議会の活動について、地区連も一体となって行っています。

今年度の状況ですが、令和5年度はコロナ明けで多くの事業が再開でき、大いに盛り上がっていました。令和6年度は、その反動もなく、さらに盛り上がったと思います。今、子どもたちはネットやSNSといったコミュニティの中にいることが多いと思いますが、自治会の行う行事等でリアルな空間において交流を深めたり、感動したり、楽しめたりといった体験をしてもらえるよう、自治会、自連協として、これからも努めていきたいと思っています。

自治会内の構造的な、あるいは底流にあるといえる課題として、自治会の加入率が下がっていることや、役員のなり手がいないことが挙げられます。そのような中でも、自治会は努力して運営しておりますが、青少年の健全育成のためにも、地域を盛り上げて、にぎわいにつながるようこれからも努めていきたいと思っています。

高橋委員

民生委員協議会の高橋です。朝は登校の見守りを毎日行っています。協議会の会議では高齢者の話題が主となっています。今、ヤングケアラーなどを見つけることがなかなか難しい状況です。学校の先生にもなかなか連絡をとれないので、困難を感じています。私は文京台小学校の運営委員を担っており、2年間継続することになっていますが、子どものことに関しては、主に見守りを行っているような状態です。

洞野委員

社会を明るくする運動として、保護司会の副実行委員長を務めていますが、その中で、中学校から作文を集め、ここに書いてあるように、実績は令和5年度も令和6年度も優秀賞をいただいています。主な活動としましては、各イベントに出向き、啓発活動を行っています。これは、防犯関連と、健全に育っていただきたいというもので、ティッシュや、絆創膏などを配布してい

ます。

最後に、保護司ですので守秘義務がありますが、活動について聞きたい団体へ、活動状況についての広報活動をしようとは思っております。更生保護女性会のミニ集会には呼ばれますが、他の団体に呼ばれたことはあまりありません。秋口には関連の講演会、また、今年は映画上映会を行いました。保護司会の取り組みについて、市民の方々のご協力もありますというPRをさせていただいたところです。

岡田委員

江別市校長会事務局の岡田です。25校の校長が集まる校長会ですが、会として何かを生み出しているわけではないので、総括的なお話になります。

設置者である江別市、私たちの上にある教育委員会、江別市の学校教育基本計画というものがあり、ホームページにも出していますが、この中には、先ほど高川委員からもご意見がありましたが、ポジティブで、こんな子供たちにしようよということがたくさん書かれていますので、これに沿って各学校で取り組んでいるところです。

また、先ほど教育長や事務局から、健全に育っている江別市の子どもでありながらも、ネガティブな部分や問題があることについてお話があり、このような部分にも当然対応していくことになります。先ほど学校運営委員会のお話もありましたが、様々な場面で各団体の皆様にはご協力いただき、本当にありがとうございます。

その中で1つだけ、校長会として大事にしていることがあります。江別市が目標にしている、笑顔あふれる、子どもが主役のまちづくりというものは、当然学校にも反映されるべきものであるので、子どもたちが笑顔で、しかも安全で安心に、自分の意見が言える25校の学校を目指していくのが校長会の仕事だと思います。

そうは言っても、皆さんの中にも、なかなか学校と連携がとれないとか、心の教室相談員のことを担任の先生がわかってないかもしれないというようなことがあるなど、そのようなことも校長会として受け止めながらやっていかなければならないと思っております。

中畑委員

江別保健所です。令和5年度の実績ということで、江別市保健所で実施しているものの中で青少年に関わるようなものをピックアップして記載させていただきました。

江別保健所自殺予防対策連絡会は、昨年度は主に若年の部分の自殺対策についての意見交換を行いました。その中で、思春期の、特に大学の関係者の皆様から、様々な事例、対応へのお困りの内容をお伺いしているところです。

また、心の相談は、大人も含めて、メンタルに係る相談を受けているもので、精神科の専門の先生と保健師が行います。精神科のドクターは定例、保健師は随時という形でお受けしております。

昨年の実績の中で、思春期の相談件数が実数10件、延べ38件ほどありました。これは江別だけではなく、管内の当別町や、新篠津村、石狩市も含まれた数となっておりますが、これくらいの若年層の相談が実際にあるということで、参考にお示しさせていただきました。

今年度についても、自殺対策という切り口で、管内の連絡会議や、大学の情報交換会を2回実施しております。

江別保健所管内は、大学が非常に多いという特徴があります。そのため、大学のカウンセリングの先生や、学生指導の方々が集まり、メンタルの問題を持った大学の学生さんへの対応をどうしているか、危機管理をどうしているかなど多面的な切り口での情報交換と、様々な関係機関が連携して取り組んでいくことで、より実践力のある支援になっていくというようなことを昨

日も実施したところです。

また、心の健康相談については、例年実施しておりますので、今年度も年18回、定例の精神科医による相談と保健師による随時の相談を実施しているところです。

加納委員

江別警察署です。警察は、毎年の取り組みはさほど変わらないところではありますが、非行防止教室、薬物乱用防止教室を、江別警察署管内の江別市、新篠津村、全小中高校、養護学校、定時制も含めて行っております。

内容についてはそれぞれの学校に合わせたものを行っており、小学校向けには、「いかのおすし」などの防犯も含めた内容、中学高校向けには、ネットトラブルや近年話題になっている闇バイトの防止などについてもわかりやすい内容で、大体1コマ、体育館で全校生徒の前でお話しさせていただいております。

あとは、9月に毎年3回実施される江別の祭典に、学校の先生方も回られていると思いますが、警察でも、巡回指導という形で回り、補導活動という形で非行防止活動を実施しております。本年度も同様のことを実施する予定でございます。

米内山委員

青少年のため市民会議としては、標語を選んでいきます。とても良い標語がたくさん応募され、それを表彰しています。また、大麻高校の生徒が子どもたちを集めて、様々な実験をやっており、応募が多数なので、本音は2回3回とやってほしいのですが、なかなかそれは難しいようです。このような、子どもたちがいいなと思えるような事業を行っております。

三浦会長

欠席した方から提出されたシートがあれば、事務局から説明をお願いいたします。

田中主査

それでは本日欠席された3名の委員から提出された情報交換シートの内容について説明いたします。

まず1ページをご覧ください。記田委員より、江別市スポーツ協会の取り組みについて、令和5年度の実績として、加盟している各競技団体から、特別な報告はなし。パワハラいじめについて、今後も継続して、注視していく。令和6年度の取り組みとして、健康で健全な選手育成を行う。中学校部活の地域移行については、競技ごとに対応に差があり、今後の進め方を具体的にどうするか、確認が必要との記載がありました。

続いて5ページをご覧ください。郷委員より、江別市PTA連合会の取り組みについて、各学校と江別市少年指導センターとの連携、校区見回り、挨拶運動、不審者情報の共有との記載がございました。

続いて8ページをご覧ください。深見委員より、江別市子ども家庭部の取り組みについて、1点目です。江別市の放課後児童クラブの整備状況ですが、令和5年度は25ヶ所、令和6年度は27ヶ所で、新規は2ヶ所。江別第一小学校区と東野幌小学校区となっております。共働き世帯の増加に伴い、今後も利用者増が見込まれるため、校区ごとのニーズを把握しながら、計画的に整備を進めていく予定としています。

次に2点目、江別市子供が主役のまち宣言についてです。子ども関連の施策の指針として位置付け、4つの基本姿勢、子どもの権利の尊重、子ども自身の育ちを支援、子育て家庭の支援、子育て環境の充実を柱とするということで、補足資料として9ページに、この宣言の内容、そして10ページに、宣言の解説が添付されておりますので、ご確認いただければと思います。説明は以上です。

三浦会長	ありがとうございました。それでは、取り組みに関して質問などございましたか。なければ、インターネットの意見交換についても情報共有いただきたいのですが、この会で結論を出すということではなく、お考えや情報交流ということで、ご発言いただきたいと思いますので、ご協力お願いいたします。情報交換シートに書いていただいている方にご発言いただきたいと思います。高橋委員いかがでしょうか。
高橋委員	昨年も学校運営委員会で、インターネット、スマートフォンについて話題になりましたが、対策までは出来ていません。
三浦会長	洞野委員も、記載されていますので、説明いただければありがたいです。4ページのところです。
洞野委員	我々のところには失敗をしてしまった子が来るものですから、SNSの書き込み内容については個人情報に当たるので、来てくれた子が話してくれないと聴取する機会がありません。 ここに書いてあるように、自分も子育てをしていたのでわかるのですが、使わせないとか、ご家庭の中でルールを厳格にできればいいと思います。 自分もそうでしたからあまり強くも言えないのですが、先ほどの報告の中にも、子どもの前でもスマホを自由に使用しているとあり、例えば私たちの頃には「ご飯を食べるときはテレビを見ない」のような、ご飯を食べるときには一生懸命ご飯を食べて、スマホを見ないとか、家庭でもそういうルール作成が必要だろうということを聞いていて思いました。 会としては、SNSや、インターネットのトラブルに対しての聴取のしようがないという意味で書きましたが、家庭でのルールを作った方がいいのではないかという意味で、個人的にですが、使わせないほうがいいのではないかなと思い、このような表現をさせていただきました。
三浦会長	ありがとうございました。続いて、岡田委員は校長先生ですが、この意見交換会のメンバーなのですか。
岡田委員	私はメンバーではありません。
三浦会長	そうでしたか。それでは学校の様子など、記載されているものについて、お話しいただきたいと思います。
岡田委員	えべつスマート4RULESについてです。資料と一緒に送られてきたクリアファイルに書いてありますが、これは先ほど教育長もおっしゃっていたとおり、中学校の生徒会の子どもたちが集まり、平成29年に中学生の意見で作ったものです。当然、学校の中には掲示してあるのですが、中身までは知らないというような結果になっていて、やはり意識が薄れているというのはあります。 そのようなことを踏まえて、今年度はインターネット・SNS使用に関する意見交換会を市教委で立ち上げているものと思いますが、学校の中でも、やはり先ほどのアンケート結果を見ても、中学校では、ついこの間までは1年生の4割ほどだったものが、今はもう7割、8割ぐらいがスマートフォンを持っていて、このアンケート調査から、お父さんお母さんも子どもたちの前で使うということですから、当然こんな便利で楽しいものは子どもたちも使いたいとなるので、そことのせめぎ合いになるのだろーと思います。

各学校では、情報モラル、ネットトラブル教室は行っています。中学校は全学年で行っています。小学校も学校によっては、5年生、6年生だけのところもあれば、小学1年生から、持っていなくても、わからなくても、やるというように決めてやっている学校があるということで、私たち自身も手を変え品を変え、何とか心に訴えたいと思っています。

下から2つ目の、不適切なコンテンツへのアクセスについては、市教委が一番データを押さえていると思いますが、課金もここに入ってきます。ゲームをしていて、知らないうちに何十万円も課金をした。自分のスマートフォンを与えてもらっていないため、家族のものでやったというようなこともあります。

サイバーセキュリティ意識の欠如、デジタルタトゥーという言葉は、情報モラル教室で何度も聞いているはずで、もうインターネットに上げたら消えないということも何度も言っているけれども、好き勝手に写真を上げてしまう、読み返さず送信してしまうなど、これらを教育活動の中でどのように組み込んでいけばいいのか検討していく必要がありますし、道徳や学級会、全校集会のいじめを考える集会の中でもやっていかなければならないと思っています。

ただ、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、今年度の中学生サミットの中で、9校の子どもたちが混合で話し合いをしたときに、いじめをなくするための様々な策が提案されましたが、多くの子どもたちが提案したのは、明るい学校を作るということを最終目標にしたいということでした。

やはり、風通しの良い人間関係、明るい学校、明るい人間関係というところを、子どもたちはいじめをなくす最大の方法だと考えているということを私達教員も受けとめて、笑顔あふれる学校というところにつなげていければと思っています。

三浦会長

中畑委員いかがでしょうか。お願いいたします。

中畑委員

保健所なので、直接、ネットトラブルに関わってということではなく、保健医療的な視点での意見を書かせていただきました。保健医療的な視点というと、やはり依存症の問題、ネット依存や、薬物依存などいろいろな依存がありますが、やはりつらい現実から逃げたくなくて、X（旧Twitter）や、ネットやゲームに熱中していくうちに、依存症という病的な状態までなってしまうお子さんや青少年が一定数いるものと思います。

特に、発達に偏りがある方々は、人間関係や親子関係、友人関係でつまずきやすく、ネットに逃げ込みたいという心理が働いたり、ネットをやっている中で、より制御が効かずに陥りやすいというような特性もあるので、医療的な介入が必要になってくる場合もあります。

そういった面では、保健所の心の相談等に精神科医の相談の場面などで相談を寄せていただくというようなこともあるのではないかと思います。意見を書かせていただきました。

三浦会長

加納委員、12ページになりますが、お願いいたします。

加納委員

警察の立場でお話しさせていただくと、すべての学校に行き、非行防止教室などでネットリテラシーについてお話していますが、現実的に、そこにいる子どもたちすべてに、その話が心に届くかというと、残念ながら届かないと思っています。

もともとやらない子は、学校や家庭できちんと話をされているのでやりません。最終的にトラブルになり、中には犯罪の被害者や加害者になったりし

て警察に来る子というのは、その他のトラブルを抱えている子がとても多く、またインターネットに対する知識を持っていません。そういったトラブルを起こしてしてしまう子は、ネットトラブル単体だけということは、あまりない認識です。

そのため、私たちのところに来る子は、実際、被害者や加害者という立場になってしまうのですが、警察に来る以前に、学校の先生や、相談できる機関などに相談している子はたくさんいて、その時点で、適切に広報したほうが、子どもや親に対する啓発活動は、より効果的になると思います。

警察に来る子たちは、残念ながら事件として取り扱うしかなくなってくるので、その前の段階の行政と学校間の連携がとても重要になるものと思っています。

三浦会長

様々なお立場や役割の方から貴重なご意見をいただき、大変参考になりました。では、武田委員と鈴木委員からもご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

武田委員

去年の11月に、江別市子どもが主役のまち宣言が出ましたので、それをどのように具体的に機能させていくかが、新年度の大きな課題になると思います。

その際、私が考える基本は、私のつたない体験から言うと、子どもたちを大人の会議にも参加させるということです。校長・教頭先生の集まる会議に、最初は生徒会の代表でもいいと思いますが、何校か抽出して、その学校の生徒も入れることで大分変わります。また、地域の代表も入れたほうがいいと思います。

もう1つは、岡田委員や加納委員が述べられていたことと同じようなことですが、いろいろな機会を見て、子どもたちに、大人として、教師として、あるいはいろいろな立場から語りかけ、話をする機会を作ることが、より重要になってくると思います。

私が高校に勤務していたときには、警察の方も来ていただきましたし、産婦人科のお医者さんにも来てもらうなど、いろいろな方々に来ていただいて、うまいタイミングで実施する。例えば、「試験の前にこんなことをやったら駄目ですよ、試験が終わった後ですよ。」とか、学校祭や文化祭が終わった後、休みの前の少しの時間でいいので、そういう機会を作る。

そのためには、岡田委員も毎日のように考えてらっしゃると思いますが、学校に勤める職員、教員がどれだけ意識的に、みんなでどこまで一致できるかというところを持っているかどうかです。

私が、ある高校に校長として赴任したときに、遅刻者が毎日生徒の1割以上いました。それをなくしたいと先生方が言うので、期間を決めて、全教員と職員とで個別にできる範囲で、教室前やバス停に行き、できることを全員がやる。その期間は朝の打ち合わせは無しで、事前に配ったプリントをやってもらおうということを、1週間、10日続ければ、生徒は変わります。

生徒指導の先生だからやっている、担当の先生ではないからやらないなどではなく、先生みんなで行っているとすれば、生徒たちもいい意味で慣れていくのではないかと思います。

また、高川委員からご指摘のあった、江別の子どもたちの良い面、良い活動を検証したり、各学校の表彰式などで、良い面を周知し、伸ばしていくということは、やはり大切だと思います。

私が心がけていたことは、仕事に積極的ではない先生というのは必ず学校にいます。その先生を呼んで注意しても駄目です。まずはその先生について3つ褒めることを探します。3つ褒めると、褒められた先生は、かなりいい

気持ちになる。その上で、1つ相談したいのですがと言うと、少しは聞いてくれます。

私は、生徒にはいつでも校長室に来て良いと言っていました。特別なことがない限り、校長室の扉を開けていました。生徒が来て、「あの先生は悪いから変えてほしい」、「私もあの先生には習いたくない」と言いに来ます。

そのように子どもたちが訴える場所を持つというのは必要だと感じていました。

今の学校の先生は、私のころよりも大変です。倍以上大変になっていると思います。文部科学省に考えを改めてもらい、先生を増やすということ以外にないと思っています。

要するに、何か新しいことをやるときに、私たちは大人の習慣や、これまでの考えにとらわれすぎると駄目なのではないでしょうか。制度もできるだけ、子どもたちが一緒に、主体的に、参加できる場を作っていただきたいというのが私の要望です。

各委員がいろいろおっしゃってくださったように、その知識をどう子どもたちと共有できるのかというところがポイントではないかと思いますが、例えば、携帯電話をただ持たせるだけではなく、子どもと親の携帯電話を紐付けすると、子どもの携帯電話のアプリのダウンロードの情報を、親の携帯電話に飛ばしたりもできる。

親育ではありませんが、子どもを育てることばかりではなく、親も親になる教育は受けてはいないので、親として必要なことを学んでもらう機会があってもいいのではないかと考えました。3番の①に書いてあるようなことです。

②は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員のことを、担任の先生がわかってらっしゃらないという意味ではなく、担任の先生が大変だからこそ、仕事を分担して一緒にやる仲間になる人たちだということをわかっていただけたらという意味合いもありました。

今、1人1台タブレット端末を江別市内の小中学生に配布された状況にあるので、使用禁止のチェックや、X（旧Twitter）、他の様々なアプリを扱っていただいて、「駄目だよ」ではなく、何が危険なのかということを知らせていったほうが良いと思いました。

実際に、T i k T o kに勝手に上げられたというような事案を聞いたことがあるので、それがなぜ駄目なのか、だからどう使ったらいいのかということがわかれば、未然に防げるのではないかと思います。

また、昨今リアルに子どもたちが集まれる場所が極めて少ないという印象があり、例えばラルズなどのイートインコーナーに、大麻高校の生徒などがよく集まっています。野幌地区は比較的いろいろなファストフードの店があるので、そうでもないのかもしれませんが、大麻地区や江別地区は、そういう子どもが放課後に集まって話す場所がないので、家に帰ってインターネットを利用して、そこでまたトラブルになるということになるのが残念だと思います。

4番の2ですが、これも、やはりタブレット端末が有効活用できる例だと思います。札幌の北辰中学校では、毎朝健康チェックをし、希望の先生、スクールカウンセラーに相談できる体制があるようです。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、そのような活動も江別市内で取り組めるようになれば、今の担任の先生には話しにくくても、前の担任の先生だったら話せるかもしれないというようになり、学校に行きやすくなるきっかけができると思うので、タブレット端末やSNSの駄目な面だけではなく、有効に使ってもらえる面を書いてみました。

三浦会長

とてもわかりやすく簡潔にまとめていただき、ありがとうございます。事務局からSNSに関する意見の情報を示していただいたので、別枠で時間をとりましたが、いかがだったでしょうか。

私の方から2つお話をさせてください。私の受け持ちのゼミ学生が卒業論文のテーマにSNSを取り上げました。学生が調べた中でわかったことがとても貴重なので紹介させていただきます。

スマホを持ち始めた時期、持っているパーセンテージを、東京都のデータと、胆振管内の小規模校の小学校と比較したところ、それぞれが同じパーセンテージだったのです。そして、今回あらためて江別市の結果も比較してみたところ、結果はほぼ同じでした。

つまり、首都圏で起こっていることが、小さな町村、江別市でも同じように起こっている。そして首都圏が抱えるSNSに関する課題についても、今後同じように起こるだということです。

さらにもう1点、スマホのトラブルについても、東京都が調査をしていました。「ネットトラブルに遭いました。あなたはどうしますか」という設問です。小学生、中学生、高校生はどうしていると思いますか。どういう回答が一番多いと思いますか。隣同士で相談して回答を考えてみてください。

各委員

<隣同士で相談>

三浦会長

東京都の令和5年の調査データです。トラブルを受けてあなたはどうしますかという設問に、小学生、中学生、高校生の全ての学校種で、60%程度が“我慢した”と答えています。

先ほど江別市のトラブルに遭った子どもたちについて、警察が認知した際にはもう遅いというお話がありましたが、認知に至る前に子どもたちは“黙っている”のです。

それでは、警察にどのくらい相談するかというと6.8%、学校の先生には14.3%です。

まだ私もインターネットのことはよくわからないところがありますが、子どもたちはどんどん進んでいます。私たちの想像を超えるような様々なトラブルに遭っています。それなのに黙っているのです。そして、それが重大なことだとわかっていけばいいけれども、わからないままどんどん踏み込んでいき、もう取り返しがつかなくなっているということが起きていることも予想できます。

このデータから、今起こっていることに対して、子どもたちが困っていたらそれをどう助けるのか。禁止すると子どもたちはますます相談しません。どなたかのお話の中で、信頼関係を作るというものがありましたが、いわゆる「困ったときに相談してね」というところが、トラブル解消のベースではないかと感じたところです。ネットトラブルの最近の様子と、学生の卒業論文から学んだものですから、紹介させていただきました。また皆様からも貴重なお話をお聞かせいただき、今日は大変参考になりました。

さて、情報交換ということで交流していただきましたが、これに関して質問などございますか。

洞野委員

情報交換のことではありませんが、教育長の挨拶で、SNS意見交換会について、「委員の皆様には足をお運びいただきたい」とありましたが、そのような案内は、今まで届いていません。ご存じの方はいらっしゃるのでしょうか。ぜひ知らせていただきたいと思います。

三浦会長	事務局お願いいたします。
水口課長	この意見交換会は、教育委員会、また、学校にも、インターネット・SNSのトラブルがかなり報告されるようになりましたので、まずは意見交換会を開催しようということで立ち上げたものです。 開催はまだ2回で、傍聴などは行っておりませんが、先ほど教育長からもあったとおり、こういったものは、家庭で自分事として考える、学校としてしっかりと対応していくことも重要ですが、関係機関が、情報やできることを共有して、皆で連携して取り組んでいきたいという思いがあります。次回は2月に第3回が開催されますが、その内容、日時について改めて皆様にご連絡差し上げたいと思います。
三浦会長	ありがとうございました。最後に、7番目のその他ですが、皆様から何かございますか。事務局はいかがですか。
田中主査	今年度第2回目の会議につきましては、必要に応じて開催することとしておりますが、今のところ開催予定はございません。開催する場合は、事務局からご案内いたしますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。
三浦会長	それでは、以上で、令和6年度第1回江別市青少年健全育成協議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。たくさんお話をお聞かせいただいたこと、進行にご協力いただきましたこと感謝いたします。